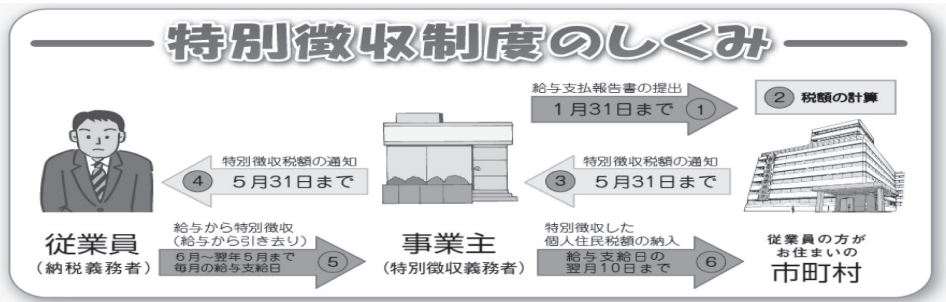


## 平成27年度より 個人市・県民税の特別徴収(給与天引き)の完全実施が始まります

給与所得者の方の個人市・県民税については、地方税法により、原則として事業主が特別徴収(給与天引き)を行い、お住まいの市町村に納入することと定められています。しかしながら、これまでは特別徴収の実施が徹底されていませんでした。

このたび、法令遵守と従業員の方の利便性の向上のために、栃木県下の市町において、平成27年度の個人市・県民税より、義務のある事業主様を特別徴収義務者に一斉指定して、特別徴収を実施していただくこととなりました。これにより、給与の支払いが不定期であるなど一定の理由がある場合を除いて、従業員の方の普通徴収(個人納付)は認められなくなります。ご理解・ご協力をお願いいたします。



なお、具体的な事務手続き等については、市のホームページ(「各課のご案内」→「市民税課」→「平成27年度からの個人市・県民税特別徴収の完全実施について」)をご覧頂か、下記に問い合わせください。

- ◆問合先 事務手続きについて： **本** 市民税課 ☎(21) 2265～2267
- 事務手続き以外のこと(一斉指定の実施概要等) 栃木県税事務所 地方税協働徴収担当 ☎(23) 3442

## 平成27年度より 軽自動車税の税率が変わります

税制改正により、平成27年4月1日(平成27年度課税)から次のとおり軽自動車税の税率(年額)を変更します。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

●原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車

種別	税率(年額)		
	平成26年度まで	平成27年度以降	
原動機付自転車	一種(50cc以下のもの)	1,000円	2,000円
	二種(51cc～90cc)	1,200円	2,000円
	三種(91cc～125cc)	1,600円	2,400円
軽自動車	ミニカー	2,500円	3,700円
	二輪のもの(126cc～250cc)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(251cc以上のもの)	ボートトレーラー	2,400円	3,600円
		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

●四輪以上及び三輪の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた年月(※)により、税額が変わります。(※)自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」欄を確認ください。

○平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両

種別	平成27年度(現在の税額と同じ)	平成28年度以降		
		初めて車両番号の指定を受けた月から13年を超えない車両	初めて車両番号の指定を受けた月から13年を超えた車両	
軽自動車	三輪のもの	3,100円	4,600円	
	四輪以上のもの	乗用 自家用	7,200円	12,900円
		乗用 営業用	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	4,500円	

○平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両

種別	平成27年度	平成28年度以降		
		初めて車両番号の指定を受けた月から13年を超えない車両	初めて車両番号の指定を受けた月から13年を超えた車両	
軽自動車	三輪のもの	3,900円	4,600円	
	四輪以上のもの	乗用 自家用	10,800円	12,900円
		乗用 営業用	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	6,000円
	営業用	3,800円	4,500円	

- ◆問合先 **本** 市民税課 ☎(21) 2261 **大** 税務課 ☎(43) 9208
- 藤** 税務課 ☎(62) 0902 **都** 税務課 ☎(29) 1101
- 西** 地域まちづくり課 ☎(92) 0304 **岩** 税務課 ☎(55) 7757

### 特別巡回徴収

12月は「市税等徴収強化月間」として、徴収強化に取り組んでいます。滞納がある方は、すみやかに納付をお願いします。なお、納付や相談等がない場合には、12月に市職員が徴収のため訪問します。再三の催告や訪問による徴収にも応じない場合、法令に基づく財産の滞納処分(差押・公売など)を行う場合があります。

事情により納付が困難な場合には、納税相談にお越しください。納期限内での納付について、皆さんのご協力をお願いします。

また、次の期間、特別巡回徴収に伴う夜間・休日納税相談窓口を開設します。

12月は「市税等徴収強化月間」として、徴収強化に取り組んでいます。滞納がある方は、すみやかに納付をお願いします。なお、納付や相談等がない場合には、12月に市職員が徴収のため訪問します。再三の催告や訪問による徴収にも応じない場合、法令に基づく財産の滞納処分(差押・公売など)を行う場合があります。

◆問合先 本 市民税課 ☎(21) 2265～2267

事務手続き以外のこと(一斉指定の実施概要等) 栃木県税事務所 地方税協働徴収担当 ☎(23) 3442

### 差押不動産の公売

市税の収入確保と納税の公平性を図るため、差押不動産の公売を実施します。

◆問合先 本 市民税課 ☎(21) 2265～2267

事務手続き以外のこと(一斉指定の実施概要等) 栃木県税事務所 地方税協働徴収担当 ☎(23) 3442

### 建物の新築・増築・減失 連絡のお願い

固定資産税や都市計画税は、毎年1月1日を基準日として、課税しています。

◆問合先 本 市民税課 ☎(21) 2265～2267

事務手続き以外のこと(一斉指定の実施概要等) 栃木県税事務所 地方税協働徴収担当 ☎(23) 3442

### 建設工事等入札参加者の資格審査申請受付

平成27・28年度中に市が行う建設工事及び測量建設コンサルタント業務等の入札に参加を希望される方の

◆問合先 本 総合政策課 ☎(21) 23006

事務手続き以外のこと(一斉指定の実施概要等) 栃木県税事務所 地方税協働徴収担当 ☎(23) 3442

### 75歳の誕生日を迎える方へ

75歳の誕生日から、それまでの健康保険を抜けて後期高齢者医療制度に移ります。75歳の誕生日前に『後期高齢者医療被保険者証』を郵送します。保険料の通知は誕生月の翌月以降に郵送します。

◆問合先 本 保険医療課 ☎(21) 2137



栃木市マスコットキャラクターとちぎ

平成26年中に建物を新築・増築・減失(取り壊し)をした場合には、平成27年度の税額が変更になります。建物の不動産登記を変更していない場合や不動産登記をしていない建物に変更があった場合は、所在する地域の資産税担当(左記)へ連絡ください。

◆問合先 本 資産税課 ☎(21) 2271

大 税務課 ☎(43) 9208

藤 税務課 ☎(62) 0902

都 税務課 ☎(29) 1101

西 地域まちづくり課 ☎(92) 0304

岩 税務課 ☎(55) 7757

申請受付を行います。

■受付期間

①市内に本店または支店等の営業所を有する方(※) 12月15日(月)～平成27年1月16日(金)

②右記以外の方 平成27年1月23日(金)～2月10日(火)

※市内に支店等の営業所を有する方とは、本市が別に定める基準を満たす営業所を設置する方です。

■条件・提出書類等

12月上旬より市ホームページに掲載する提出要領をご覧ください。提出要領、入札参加資格審査申請書等は、市ホームページからダウンロードすることができ、(本契約検査課で配布しています)

■提出方法

郵送(直接提出も可)

■提出先

〒328-8686 栃木市町9-25 栃木市役所 契約検査課

◆問合先

本 契約検査課 ☎(21) 2361・2362